自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ．現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ．定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

③　預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合（以下「複利型の自由金利型定期預金（M型）」といいます。）の利息は、第１号および第２号にかかわらず、約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第３条第１項および第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×５０％

Ｃ．１年以上３年未満……約定利率×７０％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

Ｆ．２年６か月以上４年未満……約定利率×９０％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×４０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×８０％

Ｇ．３年以上５年未満……約定利率×９０％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満……約定利率×３０％

Ｃ．１年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

Ｄ．１年６か月以上２年未満……約定利率×５０％

Ｅ．２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

Ｆ．２年６か月以上３年未満……約定利率×７０％

Ｇ．３年以上４年未満……約定利率×８０％

Ｈ．４年以上５年未満……約定利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、第２条の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

③　中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

４．（定期預金共通規定の適用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金他共通規定」が適用されるものとします。

以　上

（２０２４年１０月０１日現在）